

令和8年度 いじめ問題総合対策計画

玄海学園

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、いじめの認知にあたっては、行為の意図の有無にかかわらず、「苦痛を感じているかどうか」を基準として判断する。

2 いじめ防止等の基本方針

玄海学園の児童生徒が安心して学習や諸活動に取り組むことができるようにするため、学校内外を問わずいじめが行われない環境づくりを推進する。家庭と学校、地域・関係機関が連携して対応し、「いじめをしない させない みのがさない」をキャッチフレーズとして、4校が協働しながら、いじめの早期発見・早期対応・未然防止の取り組み及び解消に努める。

特に、常態的・先行的生徒指導、および即応的・継続的生徒指導を重視し、児童生徒一人ひとりの状況を把握しながら、組織的・計画的にいじめ防止対策を進める。

3 いじめ防止等の推進体制

- 各学校は、いじめ問題対策のために校内いじめ問題対策委員会を設置し、月1回の生徒指導委員会等と兼ねて実施する。構成メンバー:校長・教頭・主幹教諭(教務主任)・生徒指導主事・学年主任・児童生徒支援・担当養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー等、必要に応じて、関係機関との連携や情報共有を行い、迅速かつ適切な対応を図る。
- 各学校のいじめ問題対策の取組を徹底するため、校区いじめ問題対策委員会を設置する。(学校運営評議委員会のメンバーがこれを兼ねる)校区全体での情報共有や課題分析を行い、地域と学校が一体となっていじめ防止に取り組む体制を整える。

4 校内委員会を中心とした年間計画

月	校内委員会・職員研修等	未然防止 (プロアクティブ)	早期発見・対応 (リアクティブ)	評価
4月	いじめ防止対策基本方針の確認、説明 気になる児童生徒のカルテ作成	対面式、歓迎遠足 学校いじめ防止対策基本方針の説明	相談ポスト・生活アンケート・家庭訪問	
5月	人権感覚育成研修 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」を活用した校内研修	家庭訪問、三者面談 体育祭・運動会	相談ポスト・生活アンケート・アセス	
6月	学校生活環境多面調査の分析 小中連絡会	児童集会(小) 保護者用いじめチェックリスト配付	相談ポスト・無記名アンケート・教育相談週間	
7月	玄海学園生徒指導連絡協議会 校区いじめ問題対策委員会	家庭に向けたリーフレット配布	相談ポスト・生活アンケート	
8月	人権・同和教育研修 特別支援教育研修 SC研修			
9月	いじめチェックリストの活用		相談ポスト・生活アンケート	
10月	人権感覚育成研修	文化祭(中) 保護者用いじめチェックリスト配付 運動会(地島小)	相談ポスト・生活アンケート・無記名アンケート	
11月		子ども権利の日(道徳) →SOSの方法も含む	相談ポスト・無記名アンケート・アセス、教育相談週間	
12月	学校生活環境多面調査の分析 校区いじめ問題対策委員会	人権集会	相談ポスト・生活アンケート	
1月	いじめチェックリストの活用		相談ポスト・生活アンケート	
2月	玄海学園生徒指導連絡協議会 人権感覚育成研修		相談ポスト・無記名アンケート・教育相談週間	
3月	校区いじめ問題対策委員会 小中連絡会	お別れ集会(小)	相談ポスト・生活アンケート	

5 いじめの重大事態の対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、市教育委員会または学校の下に、実態調査のための組織を設け調査を行う。
- (2) 組織は、市教育委員会の指導・支援を受け、弁護士や精神科医、学識経験者、心理福祉の専門家、当該事案と人間関係又は利害関係の無いもので構成する。
- (3) 調査結果は、県知事に報告する。